

# 社会保険

職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

# ふくひ

4・5<sup>2024</sup>月号



令和6年度 施設利用補助券(年間利用券)のご案内

6月に「社会保険事務講習会」を開催します!

令和6年度 労働保険年度更新のご案内

4月よりさらに保健事業が充実しました!

令和6年度 年金額改定のお知らせ

シリーズ 年金に関するオンラインサービス Vol.1

新発見! 再発見!  
*Discover*  
ふくひ

「美しいふるさと福井」の風景を表紙で紹介。観光地はもちろん、何気ない場所でも、実は“福井らしい魅力”があることに改めて気付いてもらえるような一枚を毎号お届けします。撮影地などの詳細は裏表紙へ!

職場内で回覧しましょう

県内外のいろいろな施設がお得に!

# 令和6年度 施設利用補助券(年間利用券)のご案内



4月からご利用できる福利厚生事業のご案内です。企業レクリエーションの計画や従業員とご家族のイベントとしてぜひご利用ください。

1

## 越前松島水族館



●料金(一般料金からの割引額)／  
おとな(16歳以上・高校生)600円  
こども 400円  
幼児 300円

## 海遊館



●料金(一般料金からの割引額)／  
おとな(16歳以上・高校生)400円  
こども 400円  
幼児 300円

## 下呂・ぎふ長良川温泉



●補助額 / 宿泊利用料金等の一部として500円を助成  
●利用施設 / 下呂温泉37施設、ぎふ長良川温泉4施設

※海遊館の利用除外日87日間の詳細は右の二次元コードからご確認をお願いします。  
※下呂温泉については令和6年12月31日までのご利用となります。



2

## 東京ディズニーリゾート



©Disney

●補助額 / 施設利用料金等の一部として1,000円の補助  
●利用施設 / 東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、ディズニーホテル、東京ディズニーリゾートオフィシャルホテル

※当会より利用券を入手後、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に東京ディズニーリゾートアプリを通じて手続きを行います。ご利用期間の最終日は令和7年5月31日までご利用いただけます。



申し込みは①②それぞれの申込書をご利用ください!

- ①越前松島水族館、海遊館、下呂温泉・ぎふ長良川温泉宿泊助成券 申込書(共通)
- ②東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券申込書

様式はホームページよりダウンロードをお願いいたします。

ホームページ > 事業案内 > 福利厚生事業 > 宿泊・レジャー > ①、②の希望補助券 > お申込はコチラ

# 令和6年度事業計画および予算が決まりました

令和6年3月25日、一般財団法人福井県社会保険協会通常理事会および臨時評議員会が開催され、令和6年度事業計画および予算案等について審議が行われました。

同日、令和6年度事業計画および予算案等が決議されたことを受け、本紙では主な内容についてご案内いたします。また、ホームページでもご覧いただけます。

令和6年度も引き続き当協会事業にご理解とご協力をお願いいたします。

経常収益の部 (千円)		経常費用の部 (千円)		会費負担割合 (円)	
科目	予算額	科目	予算額	被保険者数 ※1	年会費 ※2
基本財産運用益	1	広報活動事業	7,773	19人以下	3,500
特定資産運用益	1	制度普及啓発事業	5,719	20人~29人	4,500
受取会費	36,051	健康づくり啓発事業	371	30人~49人	6,000
雑収益	1	福利厚生事業	7,773	50人~69人	7,500
計	36,054	管理費	19,812	70人~99人	9,500
		計	41,448	100人~299人	18,500
		一般正味財産増減額	▲5,394	300人~499人	30,500
		一般正味財産期首残高	46,971	500人~999人	51,000
		一般正味財産期末残高	41,577	1000人以上	60,500

※1 毎年12月20日現在の被保険者数  
※2 健康保険組合事業所は100分の70

# 令和6年度社会保険事務講習会を開催いたします!

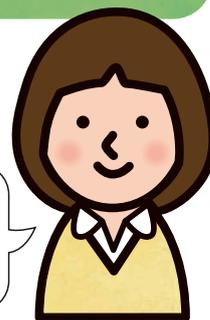
6月24日(月)から県内6会場において「社会保険事務講習会」を開催いたします。

この講習会は、実務講習会として「福井労働局」、「日本年金機構」、「全国健康保険協会」より講師をお招きし、社会保険・雇用保険等の制度改正事項や事務手続き等についての具体的な解説を伺うことができる講習会です。初めて担当となられた方や社内で相談役にあたります年金委員、健康保険委員の皆様のご参加をお願いいたします。

## 開催日時・会場



予約制となりますので  
お申し込みのうえ  
ご参加ください!



開催日	定員	会場	所在地
6月24日(月)	45名	福井県自治会館 201研修室	福井市西開発4-202-1
6月25日(火)	40名	敦賀市中郷公民館 大会議室	敦賀市羽織町36-1
6月26日(水)	60名	サンドーム福井管理会議棟 小ホール	越前市瓜生町5-1-1
6月27日(木)	30名	多田記念大野有終会館結とぴあ 303号室	大野市天神町1-19
6月28日(金)	50名	坂井地域交流センターいねす 交流ホール	坂井市坂井町蔵垣内34-14-1
7月2日(火)	45名	福井県自治会館 201研修室	福井市西開発4-202-1
7月3日(水)	25名	福井県立若狭図書学習センター 講堂	小浜市南川町6-11

- 各会場ともに13時30分～16時30分で行います。
- 各講師のテーマにつきましては、ホームページ上でご案内いたします。

## 申込方法

申込書をメールか  
FAXにて  
お送りください!



申込書をご利用ください。様式はホームページよりダウンロードをお願いいたします。

[ホームページ](#) > [事業案内](#) > [広報活動事業](#) > [制度普及啓発事業](#) > [社会保険事務講習会](#) > [お申込はコチラ](#)

### ●申込期限

**令和6年6月14日(金)**

※申込締め切り後、当日お持ちいただく  
受講用はがきを送付いたします。

### ●申込方法

申込書に必要事項を記入し、メールに添付していただくか  
もしくはFAXでお送りください。

【メール】[info@fukui-shahokyo.jp](mailto:info@fukui-shahokyo.jp) 【FAX】0776-53-8112

労働保険年度更新期間は  
6月3日(月)～7月10日(水)です!

# 令和6年度 労働保険年度更新のご案内



令和6年度労働保険年度更新にあたり、福井労働局、県下各労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険・労働保険徴収事務センター(福井・武生・敦賀各年金事務所内)の窓口では、**6月3日(月)**から「労働保険年度更新申告書」の受付を開始します。

## 労働保険年度更新とは?

労働保険(労災保険・雇用保険)は、4月1日から翌年3月31日までを一保険年度としており、年度更新期間中に令和5年度にかかる保険料の確定精算を行うとともに、令和6年度にかかる概算保険料の申告・納付の手続きを行うものです。

労働保険に加入している事業主は  
**7月10日(水)までに  
年度更新の手続きを!**

5月下旬頃にお手元に届く申告書にて手続きしてください。



申告書の受付は労働局・労働基準監督署の窓口のほか、下記の会場でも行います!

受付時間 / 10:00～15:30(すべての会場)  
申告書の提出は最寄りの受付会場をご利用ください。

福井労働基準監督署(0776-54-7722)  
福井公共職業安定所(0776-52-8150)・三国公共職業安定所(0776-81-3262)

開催月日	会場	電話番号	所在地
6/12(木)	ショッピングシティベル(3階あじさいホール)	0776-34-1717	福井市花堂南2-16-1
6/28(金)	ラブリートナーエルパ(2階エルパホール)	0776-57-2525	福井市大和田2-1212
7/2(火)	坂井地域交流センターいねす(情報ロビー)	0776-72-7600	坂井市坂井町蔵垣内34-14-1
7/8(月)	ショッピングシティベル(3階あじさいホール)	0776-34-1717	福井市花堂南2-16-1

敦賀労働基準監督署(0770-22-0745)  
敦賀公共職業安定所(0770-22-4220)・小浜公共職業安定所(0770-52-1260)

6/21(金)	小浜市働く婦人の家(3階大会議室)	0770-52-7002	小浜市大手町4-1
6/27(木)	プラザ萬象(小ホール)	0770-22-9711	敦賀市東洋町1-1
7/5(金)	小浜市働く婦人の家(3階大会議室)	0770-52-7002	小浜市大手町4-1

武生労働基準監督署(0778-23-1440)・武生公共職業安定所(0778-22-4078)

6/14(金)	ハローワーク武生会議室	0778-22-4078	越前市府中1-11-2 アル・プラザ武生4階
6/26(木)	サンドーム福井 福井ものづくりキャンパス 103、104研修室	0778-21-3106	越前市瓜生町5-1-1
7/9(火)	サンドーム福井 福井ものづくりキャンパス 103、104研修室	0778-21-3106	越前市瓜生町5-1-1

大野労働基準監督署(0779-66-3838)・大野公共職業安定所(0779-66-2408)

6/17(月)～21(金)	大野労働基準監督署(1階会議室)	0779-66-3838	大野市弥生町1-31
6/26(木)	勝山市民交流センター(3階第1・2会議室)	0779-88-3700	勝山市片瀬町1-402
7/5(金)	大野労働基準監督署(1階会議室)	0779-66-3838	大野市弥生町1-31

上記受付会場のほか、各労働基準監督署・各公共職業安定所・福井労働局総務部労働保険徴収室・社会保険労働保険徴収事務センター(各年金事務所内)においても、受付を行っていますので、ご利用ください。

●上記受付会場では、申告書受付のみ行っておりますので、保険料納付はできません。

なお、年度更新の手続きは、電子申請でも受付をしております。



## ●電子申請

政府が運営するポータルサイト「電子政府の総合窓口(e-Gov)(イーガブ)」をご確認ください。

※電子申請による申告書については、6/1(土)～受付開始  
e-Govウェブサイト(<https://www.e-gov.go.jp>)

電子政府の総合窓口

検索

労働保険料の納付については、口座振替が便利です!

## ●労働保険料納付の口座振替

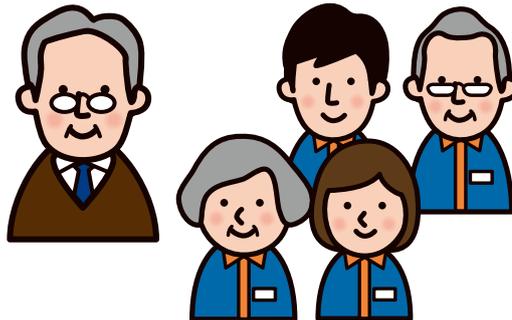
申込用紙は労働局・労働基準監督署の窓口のほか、厚生労働省ホームページからもダウンロードできます。



厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

ぜひご利用ください!



# 4月よりさらに 保健事業が充実しました!



協会けんぽの「健康づくり」事業では、令和5年度から皆さまの健康を守り続けるための新たな取り組みを順次開始しています。令和6年4月スタートの取り組みもあり、より充実した形で、さらなる健康づくりをサポートいたします。

## ①生活習慣病予防健診（一般健診）の自己負担額の軽減

令和5年度から実施しています!



### 一般健診

対象は  
35歳～74歳の  
被保険者(ご本人)です。

### ●自己負担額

令和5年4月から

最高 **5,282円**

### 生活習慣病予防健診（一般健診）の内容

- 血圧測定 ● 血液検査 ● 尿検査
- 心電図検査 ● 胸部レントゲン検査
- 胃部レントゲン検査 ● 便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに  
**5大がん(肺・胃・大腸・子宮・乳房)も  
カバーする内容です!**

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

## ②付加健診の自己負担額の軽減および対象年齢の拡大

対象年齢が  
令和6年度から  
拡大しました!



### 付加健診

(一般健診に追加  
できる健診)

節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診のことです。

### ●自己負担額

令和5年4月から

最高 **2,689円**

### ●対象年齢

令和6年4月から

**40歳、45歳、50歳、55歳、  
60歳、65歳、70歳**

## 大切なのは「健診を受けた後の行動」です!

健康づくりにおいて、年に1回健診を受けることはとても大切です。でも、もっと大切なことは、健診で身体の状態を確認し、のちに病気にならないように日頃からケアすることです。検査結果を受けて、生活習慣の改善が必要な場合は、特定保健指導や再検査の受診など、健康に向けた行動に移すことを意識しましょう!

皆さん一人ひとりの健康になるための取り組み(インセンティブ行動)が、将来の保険料率の軽減にもつながります!

- インセンティブ行動① 年に1回健診を受ける
- インセンティブ行動② 生活習慣の改善に向けた特定保健指導を受ける
- インセンティブ行動③ 特定保健指導を利用し、翌年の健診結果を改善する
- インセンティブ行動④ 要治療、再検査の判定後は速やかに受診する
- インセンティブ行動⑤ ジェネリック医薬品の使用について  
医師・薬剤師に相談する



# 令和6年度年金額改定のお知らせ

6月に支払われる年金  
(4月分・5月分)から  
引き上げられます!



年金額は、年金制度の支え手である現役世代の保険料等の負担能力に応じた給付とする観点から、物価や名目手取り賃金の変動に応じて毎年改定を行う仕組みとなっています。

令和6年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(3.1%)を物価変動率(3.2%)が上回るため、名目手取り賃金変動率を用いて改定されました。

また、マクロ経済スライドによる調整(▲0.4%)が行われた結果、年金額改定率は前年度よりプラス2.7%となりました。

## 【年金額改定の仕組み】

(1) 物価変動率と名目手取り賃金変動率を比較

●前年(令和5年)の消費者物価指数(CPI)の変動率 +3.2%

物価変動率: +3.2%

比較

●直近3年度(令和2年度~4年度)の実質賃金変動率 ▲0.1%

●前年(令和5年)の消費者物価指数(CPI)の変動率 +3.2%

名目手取り賃金変動率: +3.1%

物価変動率 > 名目手取り賃金変動率のため、  
名目手取り賃金変動率を用います!  
(下記ポイントを参照)



(2) マクロ経済スライドによる調整

●被保険者の変化率 ▲0.1%

●平均余命の伸び率を勘案した一定率 ▲0.3%

令和6年度のマクロ経済スライド調整率: ▲0.4%

年金額改定率 +2.7%

## 【老齢基礎年金の年金額(新規裁定者の満額)】

	(平成16年度の年金額) × (年金額改定率)	年金額
令和5年度	780,900円 × 101.8%	795,000円
令和6年度	780,900円 × 104.5%	816,000円

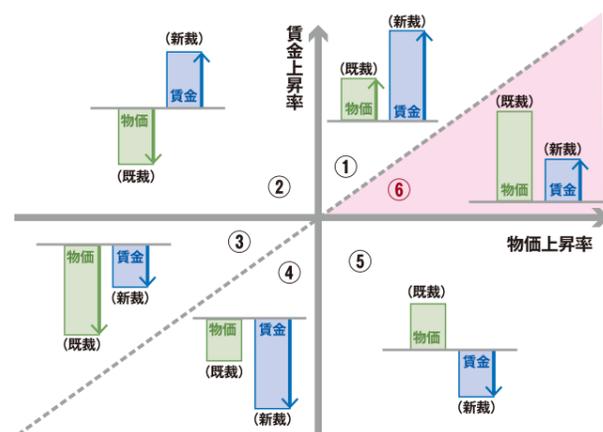
## 【令和6年度の年金額の例(新規裁定者)】

	令和5年度(月額)	令和6年度(月額)
厚生年金 ※2	91,982円	94,483円 (+2,501円)
国民年金 ※1 (老齢基礎年金の満額)	66,250円	68,000円 (+1,750円)

※1: 新規裁定者(昭和31年4月2日以後生まれの方)の年金月額です。  
既裁定者(昭和31年4月1日以前生まれの方)の年金月額は、67,808円(対前年度比+1,758円)となります。  
※2: 賞与を含んだ平均標準報酬(43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金の給付水準です。

## ポイント 物価(物価変動率)や賃金(名目手取り賃金変動率)の変動に応じた年金額の改定ルール

年金額の改定のルール(矢印が年金額の改定に用いられる改定率)



ケース	比較 (物価と賃金の変動率)	年金額改定に用いる「変動率」	
		既裁定者 ※1	新規裁定者 ※1
①	物価・賃金ともに上昇 (物価変動率 < 賃金変動率)	物価	賃金
②	物価下降・賃金上昇 (物価変動率 < 賃金変動率)	物価	賃金
③	物価・賃金ともに下降 (物価変動率 < 賃金変動率)	物価	賃金
④	物価・賃金ともに下降 (物価変動率 > 賃金変動率)	賃金	賃金
⑤	物価上昇・賃金下降 (物価変動率 > 賃金変動率)	賃金	賃金
⑥	物価・賃金ともに上昇 (物価変動率 > 賃金変動率)	賃金	賃金

令和6年度の改定は  
ケース⑥です!



## マクロ経済スライドによる調整とは?

「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸び率に基づいてスライド調整率を設定し、その率を物価と賃金の変動がプラスとなる場合に変動に応じて年金額改定率から控除するもので、平成16年の年金制度改正により導入されました。

マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆令和6年度のマクロ経済スライドによる調整率: ▲0.4%

$$\text{公的年金被保険者総数の変動率(▲0.1\%)} + \text{平均余命の伸び率(▲0.3\%)} = \text{▲0.4\%}$$

(令和2~4年度の平均) (定率)

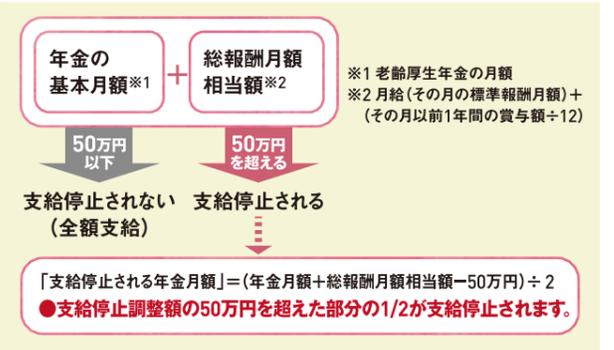
## 在職老齢年金について(支給停止調整額の改定)

在職老齢年金は、賃金(賞与含む)と老齢厚生年金の合計額(月額)が、支給停止調整額を上回る場合には、上回った金額の1/2の年金額を支給停止する仕組みです。

支給停止調整額は、名目賃金の変動に応じて改定され、令和6年度の支給停止調整額は「50万円」となりました。

支給停止調整額	令和5年度	令和6年度
	48万円	50万円

6月に支払われる年金(4月分・5月分)から!



## シリーズ ~年金に関するオンラインサービス~

「ねんきんネット」でできる各種手続きや「オンライン事業所年金情報サービス」の内容についてお伝えします。

### Vol.1 オンラインサービスの概要

#### ねんきんネット

#### 「ねんきんネット」でできること

- ご自身の年金記録の確認
- 将来の年金見込額の試算
- 「ねんきん定期便」や各種通知書\*の確認 など
- ※各種通知書
  - 年金振込通知書
  - 公的年金等の源泉徴収票
  - 年金改定通知書
  - 年金支払通知書
  - 年金決定通知書・支給額変更通知書
  - 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

#### 連携!



ねんきんネット

検索



#### オンライン事業所年金情報サービス

毎月の社会保険料額等、事業所の年金情報を電子データで受け取ることができるサービスです。

日本年金機構  
オンライン事業所  
年金情報サービス

検索



#### プラス!! 「マイナポータル」に連携させてことができること

##### 【国民年金に関すること】

- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を電子データで受け取り
- 国民年金の加入手続き
- 保険料の免除・納付猶予、学生納付特例の申請

##### 【年金の受け取りに関すること】

- 扶養親族申告書の電子申請
- 公的年金等の源泉徴収票を電子データで受け取り
- 老齢年金請求書の簡易な電子申請(令和6年度中に開始予定)

マイナポータルとの連携で  
もっと便利に!



#### 電子データで受け取ることができる事業所年金情報

- 社会保険料情報
- 保険料納入告知額・領収済額通知書
- 保険料増減内訳書
- 基本保険料算出内訳書
- 被保険者データ
- 決定通知書



新発見！再発見！  
*Discover*  
ふくい

表紙の場所は…  
西山公園(鯖江市)

(公社)福井県観光連盟主催  
インスタグラムフォトコンテストより



撮影/love\_flower.1006さん

四季それぞれに美しい姿を見せてくれる西山公園。この時期は5万株ものつつじが咲き誇ります。娘はお気に入りのレッサーパンダのリュックを背負ってゴキゲンです。

(2023年4月30日撮影)

(公社)福井県観光連盟  
公式インスタグラム



## 令和6年度社会保険協会費の 納入につきまして

春の陽ざしにすべての物がきらめき芽生える季節を迎え、福井県社会保険協会会員事業主の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の令和6年能登半島地震により、お亡くなりになった方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本日、広報紙「社会保険ふくい4月・5月号」と合わせ、令和6年度福井県社会保険協会費(年会費)のご案内をお送りいたしました。口座振替をご利用の事業主様には「口座振替のお知らせ」を、払込通知書をご利用の事業主様には「払込取扱票(コンビニ専用)」を同封しております。年会費のご納入をよろしくお願いいたします。

福井県社会保険協会は、会員事業主様からの会費を唯一の財源として事業運営をさせていただいております。

ぜひとも当会事業にご賛同をいただき、引き続き事業運営にご理解とご協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。



### INFORMATION

#### ●年金事務所相談のご案内(4~6月)

予約受付専用電話へ

時間/8:30~17:15

※月曜(休日の場合は週初めの平日)  
は19:00まで

※第2土曜は9:30~16:00

休み/土・日曜、祝日

※第2土曜は休日相談日

#### ●出張相談所の相談日時

事前に直接年金事務所へ  
電話ご予約のうえ、  
当日は必ず予約時間まで  
にお越しください

(注)12:00~13:00は休憩時間と  
させていただきます。

勝山市民会館	5月10日(金)	10:00~15:30
	6月14日(金)	10:00~15:30
大野商工会議所	4月25日(木)	10:00~15:30
	5月23日(木)	10:00~15:30
	6月27日(木)	10:00~15:30
小浜市文化会館4階 (小浜市役所横)	4月25日(木)	10:00~15:00
	5月9日(木)・23日(木)	10:00~15:00
	6月13日(木)・27日(木)	10:00~15:00

年金相談の予約をご利用ください!

(受付時間)月~金(平日)8:30~17:15

予約受付  
専用電話

0570-05-4890

福井年金事務所 ☎0776(23)4518(自動音声案内)  
武生年金事務所 ☎0778(23)1126(自動音声案内)  
敦賀年金事務所 ☎0770(23)9904(自動音声案内)